

## ■利用できる介護サービスの種類

利用できる在宅サービスの種類は、「要支援1・2の人」と「要介護1～5の人」とでは変わりませんが「要支援1・2の人」では利用できるサービスの回数(利用量)が今までより少なくなります。

| サービスの種類   | 【介護予防給付】<br>要支援1・2の人            | 【介護給付】<br>要介護1～5の人 |
|---|---------------------------------|--------------------|
| <b>在宅サービス</b><br>訪問介護（ホームヘルプ）<br>通所介護（デイサービス）<br>短期入所（ショートステイ）<br>福祉用具の購入・レンタル<br>住宅改修（手すりの取り付けなど） など | ○<br><br>※介護予防に重点を置いたサービスになります。 | ○                  |
| <b>施設サービス</b> （特別養護老人ホームなどに入所）  | ×                               | ○                  |
| <b>地域密着型サービス《新設》</b><br>・住みなれた地域での生活を支援するサービスです。  | ○                               | ○                  |

## ■介護サービス計画（ケアプラン）の作成

・「要支援1・2」と認定された人は、地域包括支援センターで介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成します。

【笠松町地域包括支援センター（笠松町社会福祉協議会内 ☎388-7133）】

・「要介護1～5」と認定された人は、従来どおり介護支援事業所で介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。

## ■申請から認定までの手順

### 申請書の提出

○申請に必要なもの

- ・介護保険被保険者証(40～64歳の方は医療保険の被保険者証も必要です)
- ・かかりつけ医の氏名・病院名

### 町の窓口

○提出先

- ・役場本庁舎 福祉健康課 窓口、福祉健康センター

### 訪問調査

### 医師の意見書

・調査員が自宅などに訪問し、本人・家族から聞き取り調査を行います。

・町よりかかりつけ医に意見書の作成を依頼します。

### 介護認定審査会による審査判定

・訪問調査の内容と医師の意見書をもとに、保健・医療・福祉の専門家により審査判定されます。

### 要介護度の認定・結果通知

・審査会の判定結果をもとに町が要介護度の認定を行います。

・原則として申請から30日以内に、町から認定結果通知書と結果が記載された保険証を郵送します。

## ケアプランを作成しサービスを利用

○詳しくは福祉健康課(☎388-7171)またはホームページをご覧ください。